

食品安全委員会 in 群馬県
地域の指導者を対象としたフォーラム
～校長先生のための農薬の安全性に関する学習会～

食品安全委員会と群馬県からの情報提供を踏まえて、班ごとに意見交換を行い、出された意見等の発表を行いました。

【各班からの質問・意見】

(A 班)

- ・ サンプルング検査は事前通告制か抜き打ち検査か。買い取り検査の量と回数についてはいかがか。
- ・ リスクコミュニケーションについて、成立させるための工夫を教えて欲しい。
- ・ 農薬が安全であることを周知する工夫（サプリメントの大量摂取の方が農薬を使った農産物よりも危険）

(B 班)

- ・ 農薬 A は安全、農薬 B は安全。でも農薬 A+B（併用）とかの安全性は？
- ・ 飼料用作物に使用されている農薬についての基準・安全性はどうなっているのか。
- ・ それでも尚不安
全量検査ではない（あくまでも抽出）。
世界基準があって、それがどこの国でも本当に守られているのか。

(C 班)

- ・ 生産者が本当に農薬の適正な使い方ができているのか。県として行政としてこのようなことをどのようにチェックしているのか。
- ・ 「サプリメント」のリスクについてはあまり社会に出てこない。サプリメントの負の面についても、情報を提供されるべき。

(D 班)

- ・ 農薬散布の検査
除草、作物 飛散しているが？
- ・ 除草剤 非耕地用と作物用
- ・ 食物アレルギーとの関係

(E 班)

- ・ アレルギーとの関連
- ・ 輸入されて食品の安全性について
- ・ 農薬に対する耐性（植物、動物など）。少しずつ強さや量が増していく心配はないか。

(F 班)

- ・消費者には非遺伝毒性発がん物質という名称であると不安がぬぐえないのではない
か。
- ・毒性試験について、1 種類ずつについていろいろな視点で行っているのはわかるが、
複合的な農薬が同時に食されていても大丈夫なのか。そういった試験は行っている
のか。

参加者の皆さんとの意見交換の主なやりとりは以下のとおりです。

- ◎：食品安全委員会
- ：食品安全委員会事務局
- △：群馬県
- ：コーディネーター

【農薬に関する質疑応答】

(1) アレルギーとの関連性について

□：アレルギーとの関連についてはいかがか。(E 班関係)

◎：アレルギーのメカニズムについて説明すると、ベンジルペニシリンによるアレルギーが発生したという過去の事例がある。大量のペニシリンが投与されると感作により免疫現象が起こる。その感作が起こらないとアレルギーは成立しないことから、微量の農薬の曝露では起こらない。

また、PVP カプセルでアレルギーが起こった事例もあるが、これはポピドンヨードといううがい薬による大量曝露が原因と思われる。農薬の大量曝露は考えにくい
ため、農薬の微量曝露が原因でアレルギーを発症したという報告はない。

情報提供の中で紹介した DDT は有機塩素系化合物のため体の脂肪組織への蓄積性はあるが、アレルギーの原因とはならない。

(2) 複合影響について

□：農薬の複合影響についてはいかがか。(B 班・F 班関係)

◎：ADI レベルの農薬を 10 品目程度同時投与した場合の動物実験のデータがある。
その結果では、ほとんど毒性が発現しないことが確認されている。更に多くの農
薬による複合影響についてのデータはないが、今後検討される可能性はある。

なお、この複合影響についての研究はヨーロッパが積極的に進めている。

□：毒性というのは、体重が増えないといったようなことも含まれるか。

◎：含まれる。毒性評価を総合的に評価している。

(3) 農薬耐性について

□：耐性について伺いたい。（E 班関係）

◎：日本ではオオバ（シソ）に殺ダニ剤が使われており、これについては虫が耐性を起こすことが知られている。これについては、メーカーが使用する農薬を数年のサイクルで変更して、耐性が起こらないような対応をとっている。植物についても突然変異を起こし、耐性が生じることもあるが、残留農薬には基準値が設定されているので農産物に対し大量に農薬を使用することはなく、耐性が生じないように考慮されている。

(4) 農薬の使用に関する県取組について

□：生産者は基準値を本当に遵守しているのか。県としてはどのようにチェックをしているのか。（C 班関係）

△：農政サイドでは農薬の適正使用推進の研修会を定期的実施している。その中で栽培履歴の記帳、確認の指導をしている。また、JA の出荷前に生産履歴を提出して確認することになっており、それがないと出荷できないことになっている。

□：農薬は使える時期も決まっているのか。

△：決まっている。農薬のラベルに使用方法が記載されておりそれについても講習会等で指導している。

(5) 家畜に与える飼料の安全性について

□：次に飼料作物に使用されている農薬、添加物についてということであるが、これに関して B 班の方に詳しく伺いたい。

B 班：牛など家畜が食べる飼料には、生産効率を上げるために添加物や農薬が使われていると思うが、安全性はどうか。

◎：飼料添加物の使用についても基準が定められているので、自由に使用はできない。牛に使用が許可されていない添加物を投与した場合、その添加物が残留した食用組織をガスマス（ガスクロマトグラフ質量分析装置）で検査すれば何が含まれているか検出できる。

リスク管理機関である、農水省や厚生労働省でその安全性を規制している。

△：群馬県にもガスマスは 2 台ある。このほかに、分析する対象が違う液体クロマトグラフ質量分析装置も 2 台あり、合計 4 台で検査をしている。

(6) 食品の残留農薬検査について

□：検査について伺う。検査は事前通告制か抜き打ちで行うのか。（A 班関係）

△：収去検査はスーパーなどに対し抜き打ちで行う。また、食品安全課で実施して

いる試買検査もスーパーなどへ行って、当日、店長と交渉して実施する。

検査する食品と項目については、国が監視指導計画を前年度に立て、それに沿って各自治体が各自治体の事情に合わせた検査計画を立てて実施している。また、群馬県では平成 25 年度まで食品表示ウォッチャー制度があり、知事から委嘱された一般消費者がウォッチャーとなり試買検査に同行し興味のあるものを買って上げて検査をしていた。今年度からは、ウォッチャー制度は廃止となったが、試買検査に関しては、これまでのウォッチャーにアンケート調査を実施し、その内容を参考に行っている。

□：それでもなお、不安という意見もある（B 班関係）。

中国産の食品等輸入食品の衛生面についてはいかがか。（B 班・E 班関係）。

○：輸入食品の安全性は厚生労働省が担当している。加工食品については、原料の生産国、加工国についていろいろなケースが考えられる。しかし制度的には日本に輸入された時点で日本の基準が適用され、基準を超えた数値が出れば法律違反になる。検疫所において違反が見つければ、必要に応じて、特定のもの、特定の業者に対しその後の検査を増やすといった措置がとられる。衛生面で問題があり日本の法律の基準に抵触するものは日本で流通することはできないが、例えば床に落ちたものをラインに戻したとしても、加熱工程によって細菌数等の基準をクリアしていれば法的には問題はなくなる。最終的にはメーカーを信用するしかないのではないか。

（7）農薬の使用について

□：農薬に関して、除草剤、散布の検査について質問が出ている。（D 班関係）

△：散布についても農政サイドでは、風のない日に散布すること、ほかの作物にかからないようにすること、住宅地では使わないことといったようなことを指導している。無人ヘリコプターについても県内でも使用はあると思うが、当然指針がありそれに基づいて指導している。

□：非耕地用の農薬についても同様か。

△：農薬には農耕地用のものと、非農耕地用のものがあるが、非農耕地用は農作物には使ってはいけないということになっている。非農耕地用の農薬を農地で使って、それが検出されれば違反となる。

A 班：仮に非農耕地用が農地で使われてしまった場合、農地を耕してしまえば（土壌からは）検出されにくいと思うがいかがか。

◎：非食用（非農耕地用）の農薬で分解されないものが、作物に吸収されて作物中に残留するということはある。しかし本来使ってはいけない農薬が作物から検出されればそれは法律違反となり市場に出回ることはない。無作為のサンプリング検査を行っているが、それが見抜けないという可能性は低い。

また、検疫所でも無作為検査を行っており本来使ってはいけないものが見つかった場合、検疫所が輸入業者に対し強制的に追加の検査をさせる。更に違反が見つければ輸入禁止措置がとられる。見逃すことがあると思われがちだが、過去の経験からどの程度サンプリングすればよいかということが決まっており、そのサンプリング方法は有効と思われる。

(8) 農薬の分類について

- ：名称について、「非遺伝毒性発がん物質」という名称であると不安がぬぐえないという意見がある。(F 班関係)
- ◎：名称については毒性学という学問の中での用語である。この毒性学を教えているのは大学のみであり、なかでも医学部、薬学部、獣医学部のみである。食品安全委員会は全国で本日のようなリスクコミュニケーションを行っているが、このリスクにより、「非遺伝毒性発がん物質」がどのようなものであるかということを理解できる方が増えていくことを望んでいる。

【農薬以外の質疑応答】

①サプリメント（健康食品）の安全性について

- ：サプリメントのリスクについてはあまり社会に出てこない。サプリメントの負の面についても、情報を提供されるべきといった意見がある。(C 班関係)
- ：サプリメントは食品のカテゴリーに入る。サプリメントを摂取することで健康改善効果はともかく、安心するという効果は否定しない。被害情報ができれば厚生労働省が対応する。また、今は輸入品も増えているが、それについても健康被害が出れば、厚生労働省から自治体、保健所に対して通知を出している。食品安全委員会の WEB サイトには、健康食品に関する危害情報のコーナーがあり、参考にしていればと思う。世間には偏った情報が多く発信されているが、我々の役割として科学的根拠に基づいた情報をもっと発信しなければいけないと思っている。

②リスクコミュニケーションについて

- ：リスクを成功させるための工夫は如何に。(A 班関係)
- ：リスクコミュニケーションについては、海外でもいろいろ工夫しながら苦労して取り組んでいると聞いており、これをやればよいというものはない。行政サイドとしては消費者の声に謙虚に耳を傾けることが重要であると考えている。

以上